

大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の 利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業である、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 対象施設等 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等のうち市長が別表1に定める基準を満たすもので、次に掲げる施設等ではないもの。
 - (1) 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
 - (2) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
 - (3) 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
 - (4) 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（子育てのための施設等利用給付（法第30条の2）を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設等を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数の概ね半数を超えない施設等は除く。）
- 2 集団指導 本市が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うこと。

(基準適合審査の申請)

第3条 本事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設基準適合審査申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条に規定する対象施設基準適合審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設決定通知書（様式第

2号)により、申請を却下したときは大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書(様式第3号)により、申請を行った事業者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、対象施設等としての決定年月日を、申請日が属する年度内で第2条第1項の対象施設等の要件を満たすことが認められるとき以降に限り遡ることができる。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

(給付費)

第6条 支給対象児童1人当たりの給付基準額は、1月につき、20,000円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3カ年の平均月額利用料(10円未満の端数がある場合は切り捨て。)が20,000円を下回る対象施設等を利用する児童は、当該平均月額利用料とする。

2 その他給付費についての必要な事項は、「大阪市多様な集団活動事業の利用者支援事業給付費交付要綱」による。

(関係書類の整備)

第7条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(指導・監査)

第8条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から、少なくとも概ね1年に1回は、対象施設等に対して本要綱に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施する。

2 市長は、特に必要と認める場合、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年12月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表1(第2条関係)対象施設の決定基準

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数	<p>集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上であること。</p> <p>ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。</p>
2. 集団活動に従事する者の資格	<p>集団活動に従事する者の概ね3分の1(集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人)以上は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する普通免許状をいう。)を有する者、保育士若しくは看護師(准看護師含む。)の資格を有する者又は都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。)を修了したものであること。(1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。)であること。</p>
3. 設備(有する場合)	<p>(1) 集団活動を行う部屋(以下「集団活動室」という。)のほか、調理室(給食を提供する場合に限る。自らの施設等内で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。)及び便所(手洗設備を含む。)があること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり1.65 m²以上であること。</p> <p>(3) 必要な遊具、用具等を備えること。</p>
4. 非常災害に対する措置	<p>〔建物がある場合〕</p> <p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対す</p>

	<p>る定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。</p> <p>[建物がない場合]</p> <p>活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。</p>
5. 集団活動内容	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6. 給食(提供する場合)	<p>幼児の年齢、発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。</p>
7. 健康管理・安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。</p>
8. 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。</p>
9. 備える帳簿	<p>職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。</p>
10. 会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>

(3) 開園（開校）時間 ※24 時間表示で記入

曜日	開園・開校時間
平日	～
土曜日	～
日曜日	～

(4) 利用定員と現員（ 年5月1日時点）※1

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 (※3)	4歳児	5歳児	6歳児 (就学前)	合計	
定員(※2)										
現員	大阪市									(A) に対する (B) の割合
	〇〇市									
	▲▲市									
現員 計(A)										B/A(※5)
無償化対象 現員のうち	大阪市									
	〇〇市									
	▲▲市									
無償化対象計(B) ※4										

※1 申請日が属する年度の前年度5月1日時点の数値とすること。(6)職員の配置も同じ。

3歳以上の現員（概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する幼児のみ）については、付表で内訳を提出。

※2 定員について特に定めが無い場合、施設・設備や職員配置を考慮して同時に利用可能な人数を記入。

※3 満3歳児の定員・現員数は、「3歳児」欄に記入。

※4 3歳以上の現員のうち、子育てのための施設等利用給付を受給している子供の人数を記載。

※5 本欄の数値が概ね50%を上回る施設等は対象施設等とはならないことに留意。

(5) 利用料金等

		利用料（保育料） ※			
		年額	月額	半期	その他
3歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
4歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
5歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
利用料（保育料）以外の料金 ※年額で記入		総額	入園料	教材費	給食費
			行事費	通園送迎費	()

※ 年度までの利用料が 年度と同額の場合は、 年度欄のみ記載。

(6) 職員の配置 (年5月1日時点)

①園長・施設長 常勤 非常勤 _____人
 _____人 常勤換算人数(※)

※一日の勤務時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入。

[集団活動への従事] 従事する(資格等欄にも記入してください) 従事しない

[資格等] 幼稚園教諭免許 保育士 看護師 准看護師 基準で定める研修修了者
その他()

②集団活動従事者 常勤_____人 非常勤_____人 総数_____人
 常勤換算後の人数※ _____人

[資格等別の内訳]

資格等	常勤	非常勤		合計	
		実人数	換算人数	実人数	換算人数
幼稚園教諭免許					
保育士					
看護師					
准看護師					
基準で定める研修修了者					
その他					
合計					

③その他の職員 常勤_____人 非常勤_____人 総数_____人

[資格等別の内訳]

資格等	常勤	非常勤	合計
調理員			
その他()			
その他()			
合計			

(7) 施設・設備の現況

居室等の設置状況	室名	集団活動室	調理室	便所	その他	合計
	室数 面積	室 ㎡	室	室 便器 個	室	室 ㎡
屋外遊戯場(園庭)	有(㎡) 無(付近に代替可能な場所 有・無)					
建物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 れん瓦造 木造 その他()					

(8) 非常災害に対する措置

非常災害に対する計画	有 (消防計画： 年 月 日届出、その他の計画 (内規等))		無
防災 (避難・消火等) 訓練	実施 (実施回数 回/年)		未実施
集団活動室が2階にある	耐火建築物又は準耐火建築物	適	不適
集団活動室が3階以上にある	耐火建築物	適	不適
建物が無い場合の 非常災害に対する対策	有	(※具体的な対策の内容を記載)	
			無

(9) 健康管理・安全確保

登・降園時の健康観察	実施 (実施内容を簡潔に記載)		未実施
健康診断 (幼児)	実施 (回/年) ※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。		未実施
健康診断 (職員)	実施 (回/年) ※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。		未実施
常備している医薬品等	有 (主な医薬品等の種類を記載 例.消毒液、絆創膏等)		無
安全管理マニュアル	作成		未作成
保険 加入	加入	保険の種類	賠償責任保険 ・ 傷害保険 ・ その他 ()
	未加入	補償の内容	

(添付書類)

- 有資格者等について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等
- 保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等
- 施設の平面図 (消火器は○印、消火栓は「栓」の字、非常口は「非」を平面図上に記入。)
- 利用案内、パンフレットの類 (利用料がわかるものは当該年度分とは別に過去3カ年分が必要。)
- 年間の活動計画、幼児の健康管理・安全管理等が分かる書類、保険会社との契約書類の写し
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合(見込み)状況を説明する書類

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業 対象施設等決定通知書

年 月 日付で申請がありました大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次のとおり対象施設等として決定しましたので、大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第 4 条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
決定年月日	
給付対象児童の月額基準額	月額 _____ 円／幼児 1 人
備考	

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業 基準適合審査申請却下通知書

年 月 日付で申請がありました大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次の理由により申請却下となりましたので、大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
却下年月日	
却下の理由	
備考	